

公立大学法人滋賀県立大学建設工事執行規程

平成 19 年 12 月 4 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 116 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、法令に特別の定めがあるもののほか、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の工事の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公立大学法人滋賀県立大学会計規則等との関係)

第 2 条 法人の工事の執行に関しこの規程に規定がないものについては、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（以下「会計規則」という。）第 5 章および公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）の規定を適用する。

(定義)

第 3 条 この規程において「工事」とは建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する工事を、「契約責任者」とは会計規則第 4 条に定める者をいう。

(執行方法)

第 4 条 工事の執行方法は、次項に定めるもののほか、請負とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、直営により工事を施工する。

- (1) 緊急に工事を施工する必要があるため、請負契約を締結するいとまがないとき。
- (2) 請負契約を締結することができないとき。
- (3) その他特に直営を適当と認めるとき。

(契約の締結等)

第 5 条 請負により工事を施工しようとするときは、契約責任者は、工事の請負契約を締結するものとし、当該契約は、建設工事請負契約書および建設工事請負契約約款（以下「契約書」という。）により行うものとする。

- 2 契約責任者は、請負代金額が 250 万円を超えない請負契約で、請負人が契約責任者の求めに応じ請書を提出したものについては、契約書の作成を省略することができる。
- 3 理事長は、この規程の定めるところに従い、標準となるべき建設工事請負契約約款を定めるものとする。

(工期の始期)

第 6 条 契約責任者は、工事の請負契約を締結しようとするときは、当該請負契約の締結の日から 5 日以内の日を工期の始期とするものとする。ただし、天災その他当該 5 日以内の日を工期の始期とすることができない特別の理由のあるときは、この限りでない。

(契約の保証)

第 7 条 契約責任者は、工事の請負契約を締結しようとするときは、請負人に契約規程第 38 条第 1 項に規定する契約保証金を納付させるものとする。ただし、同 39 条に規定するもののうち次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (1) 理事長が確実と認める金融機関の保証

- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約規程第 40 条第 1 号または第 2 号に規定する契約を締結したとき。
- (2) 請負代金額が 250 万円未満の工事で請負人が契約規程第 40 条第 6 号の規定に該当するとき。
- 3 締結した契約の変更に伴い請負代金を増額する場合において、請負人が当該工事の履行をしないこととなるおそれがないと認められるときは、契約規程第 40 条第 6 号の規定の適用により増加すべき額に対する契約保証金を免除することができる。ただし、変更後の請負代金額が当初請負代金額の 3 割以上の増加となる場合は、この限りでない。(一括下請負の禁止等)
- 第 8 条 契約責任者は、請負人が請け負った工事(以下「請負工事」という。)の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の請負工事を一括して他の者に請け負わせることを認めてはならない。
- 2 契約責任者は、請負人が請負工事を他の者に請け負わせようとする場合において、必要と認めるときは、下請負人の名称その他必要な事項を記載した下請負報告書を提出させるものとする。

第 2 章 工事の施工 (監督職員)

- 第 9 条 契約責任者は、当該請負工事を所管する課の職員に請負工事の監督を命ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、請負工事の特殊性その他特別な理由があるときは、当該請負工事の監督を適正に行うことができると認められる職員に当該監督を命ずることができる。
- 3 契約責任者から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、この規程に別に定めるもののほか、請負契約の履行について、契約書および設計図書(以下「契約図書」という。)ならびに関係書類に基づき、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 請負工事の工程を管理し、施工に立ち会うこと。
- (2) 請負人または現場代理人に対して請負工事の施工に必要な指示もしくは承諾を与え、または協議に応ずること。
- (3) 請負工事の施工に必要な詳細図等を作成し、もしくはこれらの図書を請負人に交付し、または請負人が作成したこれらの図書を審査し、承諾を与えること。
- (4) 請負工事の施工状況の検査および工事材料の試験または検査を行うこと。
- (5) 第 17 条第 2 項に規定する支給材料および貸与品を検査して引き渡すこと。(現場代理人および主任技術者等)
- 第 10 条 契約責任者は、請負人が次の各号に掲げる者を定めたときは、請負人に現場代理人等届を提出させるものとする。
- (1) 法第 19 条の 2 に規定する現場代理人
- (2) 法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者

(3) 法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者

(4) 法第 26 条の 2 に規定する技術者

2 前項の規定は、請負人が同項各号に掲げる者を変更した場合について準用する。

(工程表および請負代金内訳書)

第 11 条 契約責任者は、請負契約締結後 14 日以内に工程表を請負人に提出させるものとする。

2 契約責任者は、必要と認めるときは、請負代金内訳書を請負人に提出させるものとする。

(工事の着工)

第 12 条 契約責任者は、請負人が請負工事に着工しようとするときは、その旨を書面により届け出させるものとする。

2 契約責任者は、請負人が正当な理由なく契約書に定めた工期(以下「工期」という。)の始期から相当な期間を経過しても請負工事に着工しないときは、その理由を書面により届け出させるものとする。

(工事施工上の注意)

第 13 条 契約責任者は、請負人が設計図書に従い工期内に請負工事を完成するように努めなければならない。

(設計図書の不備)

第 14 条 監督職員は、設計図書に明示されていない事項で請負工事の施工に関し必要なものがあるとき、または設計図書の内容に誤りもしくは脱漏があるときは、請負人または現場代理人に必要な指示をしなければならない。

(設計図書と現場の状態との不一致)

第 15 条 監督職員は、請負工事の施工に当たって、設計図書と工事現場の状態が一致しないとき、または地盤等について不測の状態が発見されたときは、請負人または現場代理人に必要な指示をしなければならない。

(監督職員の立会い、見本検査等)

第 16 条 契約責任者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、または調査について見本検査を受けるものと指定した工事材料については、当該立会いを受けて調査し、または当該見本検査に合格したものでなければ使用させてはならない。

2 契約責任者は、請負工事のうち、設計図書において監督職員の立会いの上施工すべきものとして指定した工事については、当該立会いを受けずに施工させてはならない。

3 監督職員は、請負人が第 1 項に規定する立会いを受けずに調査した工事材料もしくは同項に規定する見本検査に合格しない工事材料を使用し、または前項に規定する立会いを受けずに工事を施工したときは、当該使用または施工に係る部分を破壊して検査をすることができる。

(支給材料および貸与品)

第 17 条 契約責任者は、特に必要があると認めるときは、請負人に対し、工事材料を支給し、または建設機械器具を貸与することができる。

2 契約責任者は、前項の規定により支給する工事材料(以下「支給材料」という。)または貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)を請負人に引き渡すときは、当該請

負人の立会いの上、これらを監督職員に検査させて引き渡すものとする。

- 3 契約責任者は、支給材料または貸与品を請負人に引き渡したときは、当該請負人に受領書または借用書を提出させるものとする。

(火災保険等)

- 第 18 条 契約責任者は、特に必要があると認めるときは、請負人に対し工事目的物および工事材料(支給材料および貸与品を含む。)を火災保険、運送保険その他の保険に付させ、遅滞なく当該保険に係る証券を提示させるものとする。

(工期延長の届出)

- 第 19 条 契約責任者は、請負人が天候の不良その他請負人の責めに帰することができない理由により工期内に請負工事を完成することができないときは、その理由を明らかにした書面を提出させるものとする。

(設計図書の変更、工事の一時中止等)

- 第 20 条 契約責任者は、必要があると認めるときは、設計図書の内容の変更または請負工事の全部もしくは一部の施工の一時中止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により請負工事の一時中止を命じた場合において、工期を延長する必要があるときは、原則として、当該中止を命じた期間に相当する期間の範囲内で工期を延長することができる。

- 3 第 1 項の規定により設計図書の内容の変更を命じた場合において、請負代金額の変更を必要とするときは、原則として、次の算式により算出して得た額を変更後の請負代金額とする。

変更請負代金額＝(当初請負代金額×変更設計金額)／当初設計金額

(物価の変動等に基づく請負代金額の変更)

- 第 21 条 契約責任者は、工期内に賃金または物価の変動その他予想することのできない特別な事情の発生により請負代金額が不適当となったときは、請負代金額を変更することができる。

(臨機の措置)

- 第 22 条 監督職員は、災害防止等のため特に必要があるときは、請負人に対して臨機の措置をとるよう指示することができる。

- 2 監督職員は、請負人が緊急を要するため監督職員の指示を受けるいとまがなく、やむを得ず自ら臨機の措置をとつたときは、遅滞なくその旨を報告させなければならない。
- 3 契約責任者は、前 2 項に規定する措置に要した経費のうち、請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる経費については、法人の負担とすることができる。

第 3 章 検査

(検査職員)

- 第 23 条 契約責任者は、当該工事の監督職員以外の職員に請負工事の検査を命ずるものとする。

- 2 契約責任者から検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は、関係法令および契約図書等に基づき、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 請負工事を実地に契約図書と照合して数量、形状、寸法、品質等を検査すること。

- (2) 請負工事が工期限内に完了されているかどうかを調査すること。
- (3) 請負工事について法令または契約図書に違反している事実があるかどうかを調査すること。

(完了検査等)

第 24 条 検査職員は、請負工事が施工されている間において必要があると認めるときは、中間検査を行うものとする。

- 2 検査職員は、請負人から工事完了前において部分払の申出があつたときは、出来形検査を行う。
- 3 完了検査、中間検査または出来形検査(以下「完了検査等」という。)は、請負人または現場代理人の立会いの上行うものとする。
- 4 完了検査等を行うときは、あらかじめその日時を請負人に通知するものとする。

(破壊検査)

第 25 条 検査職員は、完了検査等のため必要があると認めるときは、当該完了検査等に必要の最少限度の範囲内で工事目的物の一部を破壊して検査することができる。この場合において、検査職員は、請負人に当該破壊した部分を期限を定めて復旧させるものとする。

(書類および物件の提示等の要求)

第 26 条 検査職員は、完了検査等のため必要があると認めるときは、当該請負工事を所管する課等の職員、当該請負工事の監督職員その他の関係職員および請負人または第 10 条第 1 項各号に掲げる者に対して書類および物件を提示させ、もしくは提出させ、または事実の説明を求めることができる。

(検査の報告)

第 27 条 検査職員は、完了検査等を終えたときは、検査調書を作成し、関係書類を添えて 7 日以内に契約責任者に提出しなければならない。

- 2 検査職員は、完了検査等に際し、工事目的物に重大なかしを発見したとき、その他特に重要と認める事項があつたときは、直ちに契約責任者に報告しなければならない。

(手直し工事)

第 28 条 検査職員は、完了検査等の結果、工事目的物にかしがあると認めたときは、期限を定めて請負人に補修させ、または改築させなければならない。

- 2 前項の補修または改築が完了したときは、契約責任者は、その旨を請負人に報告させるものとする。
- 3 契約責任者は、前項の報告を受けたときは、当該補修または改築に係る工事について、速やかに検査職員に検査を行わせるものとする。

第 4 章 前金払および部分払

(前金払)

第 29 条 契約責任者は、請負代金額が 250 万円以上の請負工事で、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証に係るものについては、請負人の請求により当該請負工事の請負代金額(当該工事が複数年に係る請負契約である場合にあつては、当該請負代金額のうち各年度に支払うべき額)の 3 割以内の額を前払いすることができる。

- 2 契約責任者は、前項の規定により前金払をしようとするときは、請負人に前払金請求書を提出させるものとする。

(部分払)

第 30 条 契約責任者は、請負代金額が 250 万円以上の請負工事については、請負人の請求により、1 会計年度につき 3 回に限り部分払をすることができる。

- 2 契約責任者は、前項の規定により部分払をしようとするときは、出来形検査を終えた後、請負人に部分払請求書を提出させるものとする。

(部分払の額)

第 31 条 部分払の額は、次の算式により算出して得た請負代金相当額の 9 割(性質上可分のものにあつては、10 割)以内とする。

請負代金相当額＝請負代金額×(設計出来形金額／設計金額)

- 2 前項の規定にかかわらず、第 29 条第 1 項の規定による前金払をした請負工事に係る部分払の額については、前項の規定により算出した請負代金相当額の 9 割(性質上可分のものにあつては、10 割)に相当する額から次の算式により算出して得た前払金償還額を控除した額以内とする。

前払金償還額＝前払金額×(設計出来形金額／設計金額)

第 5 章 担保責任、損害の負担および補償

(担保責任)

第 32 条 契約責任者は、請負工事の目的物にかしがあるときは、当該目的物の引渡しの日から 1 年(木造以外の建物等または土木工作物等の建設工事に係るもののかしについては、2 年)を経過するまでの間は、請負人に対し、当該かしを補修させ、またはそのかしによつて生じた損害を賠償させるものとする。

- 2 前項の期間は、かしが請負人の故意または重大な過失により生じたものであるときは、10 年間とする。

(損害の負担および補償)

第 33 条 契約責任者は、請負工事の目的物の引渡し(第 37 条第 1 項の規定による引渡しを含む。)を受ける前に当該工事の目的物または工事材料について生じた損害その他請負工事の施行に関して生じた損害があるときは、その損害を請負人に負担させるものとする。ただし、契約責任者の責めに帰すべき理由により生じた損害については、この限りでない。

- 2 天災その他不可抗力等契約責任者および請負人の責めに帰することのできない理由により、請負人が重大な損害を受けた場合において特に必要と認められるときは、情状によりその損害の全部または一部を法人が負担することができる。

(検査等の費用負担)

第 34 条 契約責任者は、第 16 条第 3 項および第 25 条の規定による破壊検査を行つた場合におけるその復旧に要する費用および完了検査等を行つた場合における直接その検査に要する費用を請負人に負担させるものとする。

第 6 章 引渡し等

(目的物の引渡し)

第 35 条 契約責任者は、完了検査(完了検査に係る第 28 条第 3 項に規定する検査を含む。)

に合格したときは、請負人に工事目的物引渡書を速やかに提出させ、当該目的物の引渡しを受けるものとする。

(履行遅延による損害金)

第 36 条 契約責任者は、請負人の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができないときは、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額を損害金として徴収することができる。

(部分引渡し等)

第 37 条 契約責任者は、請負工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分の工事が完了し、当該工事の完了検査に合格したときは、当該指定部分の引渡しを受けることができる。

2 部分引渡しに係る請負代金の額は、次の算式により算出して得た指定部分に相応する請負代金額とする。

指定部分に相応する請負代金額＝請負代金額×(指定部分に相応する設計金額／設計金額)

3 前項の規定にかかわらず、第 29 条第 1 項の規定による前金払をした請負工事の部分引渡しに係る請負代金の額については、前項の規定により算出した額から次の算式により算出して得た指定部分に相応する前払金償還額を控除した額とする。

指定部分に相応する前払金償還額＝前払金額×(指定部分に相応する設計金額／設計金額)

4 契約責任者は、請負工事の目的物の引渡し(第 1 項の規定による引渡しを含む。)前においても、当該目的物の全部または一部を請負人の書面による承諾を得て使用に供することができる。

(支給材料品等の返還)

第 38 条 契約責任者は、工事が完成した場合または請負契約が解除された場合において、支給材料に残存物件があるとき、または貸与品があるときは、請負人に直ちにその返還を命ずるものとする。

第 7 章 補則

(委託工事の検査等)

第 39 条 第 20 条、第 21 条、第 23 条から第 28 条まで、第 32 条および第 34 条から第 37 条までの規定は、工事を委託した場合について準用する。

(直営工事の検査等)

第 40 条 第 9 条(同条第 3 項第 5 号を除く。)および第 23 条の規定は、工事を直営により施工する場合について準用する。

(その他)

第 41 条 この規程に定めるもののほか、工事の執行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 19 年 12 月 4 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。